

高濃度 PCB 廃棄物の処理の歩み（概要）（仮）

第1章 はじめに

PCB は、耐熱性、不燃性、電気絶縁性等に優れた工業材料として広く使用されてきたが、残留性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有することが明らかとなり、1968 年のカネミ油症事件を契機として、その有害性が社会的に認識されるに至った。製造及び使用は事実上中止されたものの、既存の PCB 使用機器及び廃油については処理先の確保が課題となり、長期保管、漏えい、所在不明化等のリスクへの対応が求められることとなった。民間主導による処理施設の立地は、地域住民の不安や社会的信頼の不足等を背景として実現に至らず、「39 戦 39 敗」と総括された。この経緯は、PCB 廃棄物処理が個別企業の実施のみでは解決が困難な公共性の高い課題であり、国が前面に立った制度的対応の必要性を示すものとなった。

第2章 PCB 特措法の成立から処理体制の整備

この経緯を踏まえ、2001 年に PCB 特措法が制定され、国による基本計画の策定、保管事業者・所有事業者の届出及び処理責務を明確化する制度的枠組みが整備された。また、ストックホルム条約への対応により、PCB 処理は国内課題にとどまらず、国際的な POPs 廃絶義務の履行としても位置付けられた。JESCO は高濃度 PCB 廃棄物処理を担う公的実施主体として設立され、北九州、豊田、東京、大阪及び北海道（室蘭）の全国 5 か所に拠点的広域処理施設が整備された。あわせて、PCB 廃棄物処理基金により、処理料金の軽減及び処理促進に必要な支援が講じられた。

第3章 処理期限の延長、処理の加速化

処理施設の整備、対象物の把握、処理能力及び費用負担等には実務上の制約があり、当初期限内での処理完了は困難な状況となった。このため、2014 年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、事業エリアごとの計画的処理完了期限及び事業終了準備期間が設定され、処理完了に向けた工程管理の再構築が図られた。あわせて、安定器等・汚染物等に対応するプラズマ溶融分解、5 事業所間の広域連携、掘り起こし調査、発見事例集、関係省庁連絡会議、早期処理連絡会及び地域ブロック協議会等の取組が進められた。さらに、2016 年の PCB 特措法改正により、処分期間内の処分義務、保管場所変更の制限、届出様式の拡充、改善命令及び行政代執行が整備され、期限内処理の実効性の向上が図られた。

第4章 JESCO 事業による確実な処理

処理事業の終盤においては、処理対象物を的確に把握し、確実に処理へ接続することにより、処理空白を可能な限り生じさせないための制度的及び事業運用上の措置が講じられた。計画的処理完了期限後に新規発見物件又は未届出物件が確認された場合においても、事業終了準備期間を活用した処理継続要請及び北海道（室蘭）事業所への事業エリア拡大要請により、必要な処理を継続的に実施し得る体制の確保が図られた。第4章は、期限到来後における最終的な処理受け皿を制度面及び運用面から整備し、処理完遂の実効性を高

めるための取組を整理するものである。

第5章 JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処理

JESCO 事業においては、対象物の性状に応じた処理技術の適用、環境管理及び情報公開を通じ、高濃度 PCB 廃棄物の処理が計画的かつ安全に進められた。具体的には、脱塩素化分解、水熱酸化分解、プラズマ溶融分解等の処理技術を組み合わせ、全国5拠点の役割分担の下で処理が実施された。あわせて、排ガス、排水、作業環境及び周辺環境に係るモニタリング並びにその結果の公表を継続的に行うことにより、安全性及び透明性の確保が図られた。第5章は、処理技術、処理実績、環境管理及び施設解体撤去に係る一連の取組を通じて、長期未処理リスクの低減に寄与した過程を整理するものである。

第6章 低濃度 PCB への対応

高濃度 PCB 廃棄物の処理が進展する一方で、PCB を意図的に使用していないと考えられていた機器等から微量又は低濃度 PCB が検出され、低濃度 PCB への対応が新たな課題として顕在化した。対象物は広範かつ分散しており、外観のみでは判定が困難であることから、原因究明、判定支援、無害化処理認定制度、使用中機器の計画的更新及び処理費用支援を組み合わせた分散型・民間主体の処理体系の整備が進められた。また、PCB 含有塗膜についても、剥離時の飛散・ばく露リスクを踏まえ、濃度区分及び作業管理を含む対応方策が整理された。

第7章 PCB の全廃に向けて（民間での処理の実現）

JESCO 事業終了後に新たに高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合においても、処理空白を可能な限り生じさせないことが重要な課題となる。このため、JESCO 事業で蓄積された安全管理、前処理、環境モニタリング、情報公開及び地域対応に係る知見を踏まえ、無害化処理認定事業者による高濃度 PCB 廃棄物処理に向けた技術実証及び制度整備が検討されている。これは、国主導の集約処理を単に民間へ置き換えるものではなく、発見された PCB 廃棄物について確実な処理を図るという基本的な考え方を、JESCO 事業終了後も継続するための補完的かつ実効的な仕組みとして位置付けられる。

第8章 おわりに

高濃度 PCB 廃棄物の処理は一つの到達点であるが、低濃度 PCB 廃棄物、PCB 含有塗膜及び JESCO 事業終了後の新規発見物件への対応を含め、PCB 全廃に向けた取組はなお継続している。本報告書は、過去の負の遺産に向き合い、制度、技術、財政、法執行及び地域対話を組み合わせて環境リスクの低減を図ってきた実践を整理し、その経験を今後の有害化学物質管理及び長期未処理廃棄物対策へ継承する意義を有するものである。

付録（参考資料等）

検討会資料、年表、参考文献並びに国内外の PCB 管理・処理に関する資料が付録として整理されている。特に諸外国の比較においては、台帳管理、トレーサビリティ、処理証跡、情報公開及び社会的受容が共通課題として示されており、我が国における今後の PCB 対策及び有害化学物質管理に活用すべき基礎資料として位置付けられる。